

【企業立地に対する門川町の優遇措置】～門川町企業立地促進条例～



<要件>

工場、試験研究施設、情報サービス施設、流通関連施設、観光施設

【新 設】 投下固定資産総額：5,000 万円以上
常時雇用者数：5 人以上（うち町内在住者 2 人以上）

【増設又は移設】 投下固定資産総額：2,000 万円以上
常時雇用者数：3 人以上（うち町内在住者 1 人以上）

※新規雇用者とは、操業開始日以前 1 年以内又は以後以後 1 年を経過する日の属する年度末までに新たに雇用された者で、町内に居住し、かつ当該工場等に継続して雇用されるもの。

※移設の場合の投下固定資産の総額にあっては、廃止した工場等の用地の面積に取得した土地の平均単価を乗じた額、および公共工事に伴う移転補償額を控除する。

※投下固定資産のうち土地にあっては、当該土地を取得した日から起算して 2 年以内に当該土地を敷地とする工場等の建設の着手があったものに限る。

<優遇措置>

奨励金、助成金等	内 容	備 考
固定資産税の課税免除	3 年間免除	
雇用促進奨励金	一人 20 万円 (限度額 1,000 万円)	1 年以上継続雇用されている新規雇用者 ※一の工場等につき 1 回限り
工場等用地取得助成金	用地取得費×50/100 (1 万円未満切り捨て) ※限度額 5,000 万円	1,000 ㎡以上の土地を取得した日から起算して 3 年以内に操業開始した事業者 ※一の工場等につき 1 回限り
工場等関連施設整備助成金	施設整備費×50/100 (1 万円未満切り捨て) ※限度額 2,000 万円	用水路施設、排水路施設、私設道路、その他町長が必要と認める施設 ※1 件 200 万円以上の施設 ※1 の工場等につき 1 回限り
工場等用地賃借料助成金	用地年間借賃借料×50/100 (1 万円未満切り捨て) ※限度額 500 万円	操業を開始した日以降 5 年間限り交付 ※一の工場等につき 1 回限り
通信回線使用料助成金	情報通信サービス施設の専用通信回線等の年間使用料×80/100 ※限度額 500 万円	操業を開始した日以降 3 年間限り交付
通信回線設置費助成金	情報サービス施設の専用回線等の設置費に対し、町長が認定した額 ※限度額 10 万円	操業開始の日前 1 年以内に設置したものに限る